



H・P・C 通信



成和小 HP

令和7年10月3日

第6号

校長 藤田郁夫

いじめの未然防止と早期対応

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条」より「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない、としています。

佐賀県いじめ防止基本方針では、『「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、本方針に定める毎年5月と12月の「いじめ防止強化月間」期間中に、いじめの防止等の取組の見直しや充実、広報・啓発など、各学校が自らの計画や課題に基づいた活動を充実させることにより、教職員や児童生徒、保護者のいじめ問題に対する意識と理解を高めるとともに、いじめ防止対策の一層の充実を図る。』としています。また、令和5年2月には、**重大ないじめ事案等における警察への速やかな相談・通報の徹底**を示す通知文が県から発出されました。

成和小でも、このことを踏まえ、次のことを重点として、いじめの未然防止と早期対応に努めています。

- ① **思いやりの心を育てる取組（道徳や人権学習）による集団づくりといじめ未然防止**
- ② **アンケートや日常観察、職員間や保護者との連携による早期発見**
- ③ **管理職、担任、関係職員、SC・SSW、関係機関等との連携による組織的対応**



佐賀県内の学校で2023年度（令和5年度）に認知されたいじめの件数は、**6455件**と、過去最多だったことがわかりました。県教育委員会は「**いじめを積極的に発見する考え方が浸透して、学校側で相談しやすい環境づくりが進んだことで、認知件数の増加につながった。重大ないじめを防ぐためわずかな兆候でもいじめを疑って、早期の発見や対応に力を入れていく**」と話しています。

令和7年4月から9月までの期間に成和小学校で認知されたいじめの件数は、**14件**でした。（昨年度は年間で14件の認知）学校では、県のいじめ認知に関する方針にならい、積極的にいじめの認知を行っています。



佐賀県はいじめ認知件数の推移 (グラフ)

【出典】GraphToChart. 「グラフで見る佐賀県はいじめ認知件数等はいじめが多い？少ない？(推移グラフと比較)」。最終更新:2025-04-16. <https://graphtochart.com/japan/saga-no-of-recognized-bullying-acts.php>, (参照日時:2025-08-29)



学校教育目標「ハート」「パワー」「チャレンジ」～わたしが楽しくあなたらしく～

子どものアンガーマネジメントとは

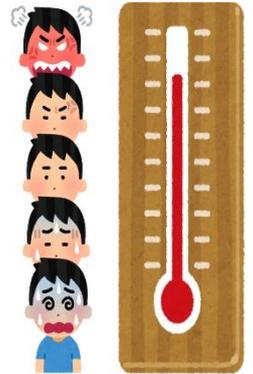


感情をコントロールするために大切なこと 10/2 校長講話

アンガーマネジメントとは、「怒り（アンガー）」の感情を「マネジメント（適切に対処する）」することです。怒りの感情をなくしたり抑えたりすることではありません。怒りを衝動的な言動につなげないために感情のコントロール方法を学ぶことで、よい人間関係を築いていくことを目指します。

怒りをコントロールできない状態では、適切な判断ができなくなります。そして、衝動的な言動をしてしまい、人間関係に悪影響を及ぼすことがあります。「怒り」は、自分の身に危険が迫ったときに感じる自然な感情です。アンガーマネジメントを身に付け、「怒り」という感情に適切に対処できれば、感情の暴走により人間関係を壊すことなく、望ましい人間関係を築くことができるようになるでしょう。

怒りの感情をコントロールできるようになるためには、まず怒りについて知ることが大切です。そこで、怒りの感情を、「気持ちの温度計」で段階に分けて可視化し、自己認知できるようにします。



児童には、自分の気持ちを落ち着けるための次のような方法を紹介しました。

○6秒ルール・・・怒りはどんどん強くなるのではなく、6秒経つと落ち着きはじめるとされています。怒りを感じたら、何かの言動をする前に、まず6秒間待ちます。

○深呼吸・・・深呼吸は、気持ちを落ち着かせることに有効です。「6秒ルール」とあわせて、数を数えながら深呼吸をしてもよいでしょう。

○その場を離れる・・・怒りを感じたときに、その状況から離れることで気持ちをリセットする方法です。気持ちが落ち着きやすい場所に行き、落ち着いたら戻るようにします。

怒りを暴力や強い言葉で表すのではなく、相手に上手に伝える方法を取ります。気持ちや要求を言葉で伝える練習をすることで、衝動的な行動を減らすことが期待できます。また、子どもの怒りが発生する状況や環境を把握し、大人が怒りの起きにくい環境を調整するという考え方も大切です。

怒るときにやってはいけない三つの約束

- 一 人を傷つけない
- 二 自分を傷つけない
- 三 ものに当たらない

たたく、蹴るなどの暴力や「バカ」などの人格を傷つける言葉を口にしない。

怒ると自分の体を痛めつける子どももいます。怒りをがまんし続けるのも自分の心を傷つけることになります。

ものを投げつけたり、本などを破ったりする子どももいます。ものに当たると、一瞬すっきりするような気がしますが、問題が解決するわけではありません。

参考サイト <https://junior.litalico.jp/column/article/090/> 子どものアンガーマネジメントとは？感情をコントロールするために大切なこと【専門家監修】

【お知らせ】 成和小の児童は学校内外の様々な文化・スポーツ活動を通して活躍し、成績を収めています。昨今の事情で集会活動を精選しており、全校集会での表彰については、限られた時間の中で、学校が行う教育活動に関するもののみとし、学校外の文化的活動や社会体育等の表彰は、校長室で行わせていただいています。今後、大きな大会での好成績等、全校集会での表彰を希望される場合は、代表の方で校長までご連絡ください。対応について相談させていただきます。